

墨田区、国立大学法人千葉大学及び学校法人 電子学園との包括的連携に関する協定書

墨田区（以下「甲」という。）、国立大学法人千葉大学（以下「乙」という。）及び学校法人電子学園（以下「丙」という。）は、包括的連携に関する基本事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が協力して、甲の行政区域内における大学のあるまちづくりを進める上で、乙及び丙のキャンパスが所在するエリアを拠点として、幅広い分野において交流を図ることにより、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的の実現のために、次に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- (1) 甲、乙及び丙の教育・研究に関する人的資源の交流及び知的・物的資源の相互活用に関すること。
- (2) 甲、乙及び丙が協力して行う地域産業の活性化、学習支援等の事業の推進に関するこ
- (3) その他甲、乙及び丙が連携を推進するために必要と認める事項に関するこ

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携・協力において、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、有効期間満了の日の6か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による改廃の申入れがないときは、さらに5年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定める事項に関して、具体的な連携・協力の細目その他の事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

2 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記の合意の証として、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、各々1通を保有する。

令和3年3月25日

甲 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者

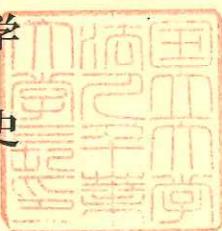
墨田区長 山 本 亨



乙 千葉県千葉市稲毛区弥生町1番33号

国立大学法人千葉大学

学長 德 久 剛 史



丙 東京都新宿区百人町一丁目25番4号

学校法人 電子学園

理事長 多 忠 貴

